

【エクアドル経済：2009年12月】

1. 国内経済

(1) 電力事情

アンデス地域東側斜面アスワイ県(Azuay)に位置するパウテ水力発電所(Paute)は、国内電力需要の35%以上を賄う最大規模の水力発電所である。本年の小雨干魃の影響により、貯水池水位が海拔1,991mから、一時海拔1,968mに迄減少し、本来の発電能力を発揮出来ず、国内電力需要の15%しか供給出来ない状況にあった。12月初旬、同地域に於いて連日の降雨により海拔1978.4m(5日現在)に迄水位が回復しているものの電力不足は解消されていない。

3日、アルボルノス電力・再生エネルギー大臣は国民に対し「12月15日迄に、全国規模で実施されている計画停電を終了する予定である。クリスマスは電力カットを一切行わない予定である」旨述べた。

9日、国内の電力消費量を軽減するため、ベネズエラより省電力電球500万個の供与を受けた。同電球の使用により年間2,400万ガロンものディーゼル燃料を節約できるとしている。

12日、コリア大統領は電力問題につき「来る2010年1月より、家庭用電力に対し10%相当、商工業用電力に対し20%相当を停電に対する国家補償金として支払う。この国家補償金は停電による全ての補償をカバーするものではないが、責任感のある当国政府が被害を被った国民に対し一つの行動を示すものである」旨述べた。

16日、アルボルノス電力・代替エネルギー大臣は辞意を表明した。

17日、暫定大臣としてカラオラノ(Miguel Calahorrano)電力危機審議会委員長(Comite de Crisis Energetica)が就任した。(当館注:同氏はブカラン政権期(96-97年)に鉱山エネルギー大臣を務め、当時発生した大停電の責任を取って辞任した経歴を有する)

カラオラノ新大臣は「計画停電の終了時期は予め定めることはしないが、24日迄には終了出来るよう努力している」旨述べた。

18日、カラオラノ新大臣は国内電力不足分4,000Mw/時を補うため、コロンビアを訪問し電力輸入に関する交渉を行った。コロンビアからは一時輸入していたが、去る9日以降は輸入がストップしていた。コロンビアは基本的に500Mw/時を供給すること、特に22日～1月22日迄は750～1,000Mw/時を供給することに同意した。

19日、コリア大統領は恒例の土曜日演説に於いて「最悪の場合でも来る2月12日迄には計画停電を終了する。政府は火力発電施設の修復、及び干魃に対する対応策を講じるため検討している。12月24～27日のクリスマス、及び12月31日～1月3日の年末年始には計画停電は行わない。政府は必至に早急な電力危機解決策を模索している」旨発表した。

(2) 公正税制改革法案の承認

2009年8月25日、コリア大統領は公正税制改革法案(Reformatorio a la Ley de Equidad Tributaria)に署名し、右改正案は国会審議に送られた。

2009年12月4日、国会は賛成60票、反対35票、棄権14票、白票3票を以て同法案を可決した。同法案は、30日以内にコリア大統領に再度送付され、同大統領の承認が得られれば官報に掲載の上発効する。

公正税制改革法案ポイント次の通り

(イ) 海外送金税(ISC:Impuesto a la Salida de Divisas)

海外送金額1,000ドル以上に対し、現行の1%から2%に増税する。送金額1,000ドル以下の場合、現行1%のままとなる。

(ロ) 所得税(IR)及び配当課税(Los Dividendos)

現行では株式利益配当(Utilidades de accionistas)は所得税の対象外となっていたが、株式配当利益も所得とし換算し、所得に応じ上限35%を以て課税する。

(ハ)最低法人税源泉徴収(Anticipo al Impuesto a la Renta)

最低法人税とし、①総資産(Patrimonio)の 0.2%、②粗資産(Activo)の 0.4%、③年商(Total de Ingresos)の 0.4%、④総支出額(Total de costos y gastos)の 0.2%、①～④を加算した金額を前もって源泉徴収する。

(ニ)特別消費税(ICE)

当初、アルコール飲料、炭酸飲料、タバコ等への特別消費税の課税を検討していたが、国会審議により却下された。

(ホ)零細手工業企業に対する免税措置

年商が 6 万ドル以下の零細手工業企業に対し付加価値税(IVA)課税の対象外とする。(注:付加価値税課税対象外とする手続きに、国家手工業保護連盟(Junta Nacional de Defensa del Artesano)の承認を得る必要がある)

(ヘ)新聞紙・雑誌の紙に対する課税

新聞紙・雑誌の紙輸入に関し 12%の税金を新たに課す。

(3)国会による外国投資保護協定破棄案の差戻し

4 日、国会の外交統合主権委員会は、過去に締結した外国投資保護協定 13 協定の破棄要請を行政府に差し戻した。これらの協定は、米国、カナダ、独、仏、オランダ、スイス、スウェーデン、フィンランド、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、中国と締結されている。

政府は同協定は違憲に当たるとしているが、同委員会は、協定締結 13 ヶ国はエクアドルの友好国であり、破棄は経済・外交・通商に大きな影響を与えるとして、右要請を行政府に差し戻した。

ブスタマンテ委員長(Fernando Bustamante)は「この要請は、国会が承認するに十分な条件を充たしておらず、大統領は憲法裁判所の判決を得た後に国会に要請しなければならない」旨述べた。

(4)エクアドル中央銀行幹部 10 名の辞職

コリア大統領は中銀に対し 12 月 10 日を期限とし当国外貨準備(RILD)のうち総額 8 億 6,400 万ドルを引出し、政府プロジェクトに融資するよう要請していた。中銀は政府に対し少なくとも融資額の 100～125%の融資保証と融資利率 0.2～4%の条件付与を要求していた。

9 日、コリア大統領は「無法者役人の所業はもうたくさんである。市民革命の名の下、中銀は政府政策に従わなければならない。中銀再編を実施するであろう。」旨述べ、中銀による融資条件付与に不満をあらわにしていた。

同日、カルロス・バジェホ中銀理事長はコリア大統領の 8 億 6,400 万ドルの外貨準備を民間機関に供与する要請を履行できなかったため、同理事長以下 9 名が辞表を提出した。辞表を提出した中銀幹部はカルロス・バジェホ中銀理事長、カリナ・サエンス中銀総裁、ディエゴ・サパテル中銀副総裁、イサベル・アルコセル中銀グアヤキル支店頭取、フェルナンド・アンドラデ中銀クエンカ支店頭取、ゴンサロ・リマ中銀局長、パブロ・バジェホ中銀労組幹事長、ペドロ・ブリト中銀研究局局長、ジェネテ・モスコソ中銀リスク分析局局長(うち 1 名は不明)。

10 日、ディエゴ・ボルハ経済調整大臣が中銀理事長に就任し、クリスティアン・ルイス氏が暫定中銀総裁に任命された。

(5)法定最低賃金改定

昨年 11 月 21 日、コリア大統領は最低賃金を 320 ドルに引き上げる予定である旨発表したが、閣僚及び関係者等より批判的の見解が発表された。国家給与審議会(CONADES)に於いて本件につき 12 月 8 日、14 日、18 日、22 日の四回会合が実施され、最終的に 31 日、当国政府は、2010 年の法定最低賃金(Salario Basico Unificado)を現行の 218 ドルより 240 ドルに引き上げる旨決定

した。同措置は家事、手工業、零細工場、農業に携わる労働者を対象とし、同措置は 2010 年 1 月 1 日より実施される。同賃金引上げ額は労働法に則り、本年の推定インフレ率(4.01%)、石油分野を除く経済成長率(4%)、公正部門指標(1.99%)に基づき算出されている。

法定最低賃金 240 ドルへの改定は、当初の大統領発言が遵守されていないとし、各労働者団体組織より不満が噴出している。Ceosl、Cedocut、CTE、UGTE、FUT といった当国の労働者団体組織は、本件に対する抗議行動を行うため、1 月初旬に決起集会を実施し、1 月 15 日よりを本格化する旨発表している。

(6) 預金保証庁の閉鎖

30 日、預金保証庁(AGD:Agencia de Garantias de Depositos)理事会は「31 日を以て、預金保証庁(AGD)を閉鎖し、同庁が管理していた全ての資産負債を財務省に移管する」旨発表した。

1998 年 12 月 1 日、同庁は破綻銀行の預金者保護を目的とし設立された。1999 年の金融危機及び金融機関破綻により、約 100 万人もの国民が被害を被り、同庁は破綻銀行を管理し清算を進めていた。しかし、同庁設立後 11 年が経過、17 名の同庁長官が就任したが、今でも清算は完了しておらず問題は全く解決されていない。

ボラーニョス(Gaston Bolanos)管財長官は「現在、33 の破綻金融機関の清算を進めている。30 日迄にうち 30 の機関の資産負債リストをエクアドル中央銀行に手交した。残る 3 の機関の清算については引続き財務省が実施する」旨述べた。

(7) 鉱山公社の創設

コレア大統領は鉱山公社(ENAMI EP:Empresa Nacional Minera)創設に関する大統領令第 203 号(2009 年 12 月 31 日付)に署名した。同公社は公営企業とし固有資産を有し、予算・資産・運営に関する独自の権限を有し、所在地はピチンチャ県キト市とする(第 1 条)。本件設置は鉱山法(2009 年 1 月発効)に則り鉱山分野という天然資源の戦略的管理運営を目的としており、鉱山法に基づき人権に配慮し且つ環境保護の条件の下に全ての活動を実施する(第 2 条)。同公社理事は①非再生天然資源省大臣もしくはその代理、②国家計画開発庁(SENPLADES)長官もしくはその代理、③大統領が任命する大統領代理、右につき Dr.Patricio Arturo Ruiz Maldonado を任命する(第 3 条)。同公社は初期資産は非再生天然資源省の予算案(No.23.58.01.01.002)に基づき設置される(第 4 条)。同公社自ら管理運営することが可能となる時期まで、財務省が決議を提案し、その運営管理のための予算案を執行しなくてはならない(移行条項)。

2. 対外経済

(1) 対米関係

14 日、米国下院議会はアンデス貿易促進・麻薬根絶法(ATPDEA)の期限 1 年延長を承認した。23 日、米国上院議会議に於いても承認され、同法案はオバマ大統領の署名を経た後発効となる。同法案は 2010 年 12 月 31 日迄に期限延長される。

エクアドルに対する同法適用につき、米国議会ではエクアドル内政に疑問符が投げかけられ論議された。エクアドルへの適用の背景には、多くの米系企業から米国議会に強い圧力があつたとされている。

当館注:アンデス貿易促進・麻薬根絶法(ATPDEA)

1991 年、米国のアンデス貿易促進・麻薬根絶法はアンデス 4 ヶ国(エクアドル・コロンビア・ペルー・ボリビア)の経済成長促進を目的としたもので、米国が特惠関税を適用する代わりに、アンデス 4 ヶ国に対し麻薬撲滅への取組みを求めるもの。2008 年よりボリビアは同法対象外とされている。

(2) 対中国関係: コカ・コード水力発電所融資交渉

10月5日、エクアドル政府は中国水利水申建設集团公司(Sinohydro)と、総工費19億7,900万ドルのコカ・コード水力発電所建設(Coca-Codo Sinclair)契約を締結し、総工費の85%につき中国輸銀からの融資を受けるため交渉を進めていた。

1日、イペロアメリカサミット(於ポルトガル)からキトに帰国したコレア大統領は、コカ・コード水力発電所建設のための約17億ドル融資交渉につき言及し、「中国輸銀との交渉は非常に厳しい。中国に酷い仕打ちを受けているように感じる。国際通貨基金(IMF)ですら、このようなことはしなかった。至急に問題が解決され、コカ・コード水力発電所建設の費用を工面出来るよう期待している。我々は中国との政策を変更しなければいけないだろう。何故なら、これは友好国のする政策ではないからである。我々は中国に扱われたように彼等を扱うであろう。中国政府は融資保証としエクアドル中銀(BCE)資産を条件付与した。野蛮である。当国を侮辱するものであり、国際通貨基金(IMF)ですら同じようなことはしなかった。我々は友好国とし協力してきた。しかし、我々はライバル国であると言うのであろうか」旨述べた。

(3) 対欧州連合(EU)関係

15日、バナナ輸出国であるラ米諸国は欧州連合(EU)と交渉を行い以下の通り合意に達した。

(イ)直ちに、関税を176ユーロ/トンから148ユーロ/ドルに引き下げる。

(ロ)2017年までに、関税114ユーロ/トンにまで段階的に引き下げる

(ハ)次回ドーハ協議で2013年12月31日までに農産品につき合意に達しなければ、関税を二年間凍結し132ユーロ/トンとする。その後2019年迄に関税114ユーロ/トンに下げていく。

エクアドルは世界貿易機関(WTO)に承認された欧州連合のバナナ減税が認められると、法的要求を取り下げる予定である。12月17日迄欧州連合委員会に同案が提出され、2~4ヶ月以内に世界貿易機関(WTO)で署名される予定である。

当国外務省副大臣は「エクアドルは世界貿易機関(WTO)に於いて欧州連合(EU)が課すバナナ関税の減税につき合意に達するという歴史的快挙を成し遂げた。」旨発表した。

当館注:

2004年10月、欧州連合(EU)は旧植民地であるアフリカ・カリブ・太平洋諸国のバナナ生産者を保護するため、2006年1月以降ラテンアメリカ諸国のバナナに対し関税を75ユーロ/トンから230ユーロ/トンに引き上げる旨決定した。この決定に対し、当国は世界貿易機関(WTO)に訴えを申し立てていた。この訴えに対し、欧州連合は関税を176ユーロ/トンに引き下げた上で2006年1月より適用していた。

2008年7月のドーハ会談に於いて、欧州連合は、現在ラテンアメリカ諸国に課しているバナナの関税1トンあたり176ユーロ/トンを、2015年までに114ユーロ/トンに漸次的に切り下げる旨発表した。初年度26ユーロ、次年度9ユーロ、三年目以降5ユーロと切り下げていく旨決定したものの合意に達せず、交渉は暗礁に乗り上げていた

2008年11月26日、世界貿易機関(WTO)は欧州連合(EU)の主張を退け、エクアドルの主張を支持する旨判決した。

(4) 米州開発銀行新規融資(IDB)

17日、米州開発銀行(IDB)は当国に対し、住居を持たない低所得者層に対する経済支援を目的とした1億ドルの新規融資を決定した。同融資は世界金融危機の対応策とする住居支援政策に充てられる。右支援策は4年間実施され、3万世帯が裨益する予定である。右世帯の住居の70%は都市建設規準を満たしていない。同支援策では都市部約4,300世帯が住居購入のため約5,000ドル、都市部約6,100世帯は個人の土地に新住居建設のため約3,600ドル、都市部約9,200世帯は住居改築のため約1,500ドル、地方・都市周辺部9,300世帯は住居建設のため約5,000ドルを融資予定。本支援策は住宅都市開発省(MIDUVI)主導により進められており、同融資

は償還期間 25 年、猶予期間 4 年、金利はリボール金利に準じている。エクアドルはカウンターパート資金として 580 万ドルを拠出予定。

(5) グローバル国債 2012・2030 買戻し競売再実施結果

30 日、ビテリ財務大臣は「イタリア系債権者が所有していたグローバル国債 2012 及び 2030 の買戻し募集を再度実施し 20%削減することが出来た」旨述べた。

再度、同国債額面価格の 35%で買戻し募集を行い、約 5,000～5,500 万ドルの同国債を買戻したが、市場には未だ 1 億 9,000 万ドル相当が残っている。

当館注:

客年 4 月、グローバル国債 2012 及び 2030 の買戻し募集を実施した。同年 6 月、当国は同国債 2012 及び 2030 全体の 91%を買戻した旨発表した。一部のイタリア系債権者が買戻しに応じず、市場に同国債 2012 の 18%相当、同国債 2030 の 7.2%相当が残ったとされていた。右を対象に昨年 11 月 5 日に買戻し募集を再度実施したものである。

※以上は、当地新聞情報をつとまとめたものです。